（測量士及び測量士補の登録）

第八条の三　国土地理院の長は、第七条第一項の登録申請書の記載事項を審査して、法第四十九条第一項の規定により登録を申請した者が法第五十条又は第五十一条に規定する資格を有することを確認したときは、遅滞なく、測量士名簿又は測量士補名簿にそれぞれ測量士又は測量士補の登録をしなければならない。

2　国土地理院の長は、前項の登録をした場合においては、直ちに、その旨を当該登録を申請した者に通知しなければならない。

（測量士名簿及び測量士補名簿の記載事項の変更の届出）

第八条の四　測量士又は測量士補は、その登録を受けた後、測量士名簿又は測量士補名簿の記載事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を国土地理院の長に届け出なければならない。

（大学等において修める測量に関する科目）

第八条の五　法第五十条第一号及び第五十一条第一号に規定する測量に関する科目は、土木工学科、農業土木学科、林学科、採鉱学科若しくはこれらに相当する学科における測量学又は天文学科、地球物理学科、物理学科、数学科、地理学科、地質学科若しくはこれらに相当する学科を専修する者についてのこれらの科目とする。

2　法第五十条第二号及び第五十一条第二号に規定する測量に関する科目は、土木科、農業土木科、林科、採鉱科又はこれらに相当する科における測量学とする。

（死亡等の届出）

第九条　測量士又は測量士補が、法第五十二条第一号又は第二号に該当するに至つたときは、本人又は相続人は、遅滞なく、その旨を国土地理院の長に届け出なければならない。

第四章　測量に関する専門の養成施設

（登録の申請）

第九条の二　法第五十条第三号又は第四号の登録（以下この条（第三号を除く。）において「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

六　別表第九の上欄に掲げる実習機器の数量

七　教員の氏名、経歴及び次条に規定する測量に関する科目のうち担当する科目並びに専任教員（法第五十一条の四第一項第三号に規定する専任教員をいう。以下同じ。）又は第九条の六第一項第二号に規定する主任専任教員にあつてはその旨（専任教員のうち、専門分野（測地に関する科目（別表第八の三の一の項第五号及び同表の二の項第四号に掲げる科目をいう。）に関する分野（以下「測地分野」という。）及び地図に関する科目（同表の一の項第六号並びに同表の二の項第五号及び第六号に掲げる科目をいう。）に関する分野（以下「地図分野」という。）をいう。以下同じ。）を教授することができる者にあつては、その旨及び教授する専門分野の別（測地分野又は地図分野の別をいう。）を含む。）

八　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（測量士名簿及び測量士補名簿の様式）

第九条　令第十一条第二項の規定による測量士名簿及び測量士補名簿の様式は、別表第九のとおりとする。

（新設）

（登録の申請）

第九条の二　法第五十条第三号又は第四号の登録（以下この条（第三号を除く。）において「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

六　法別表第二の上欄に掲げる実習機器の数量

七　教員の氏名、経歴及び担当授業科目並びに主任専任教員及び専任教員にあつてはその旨（専任教員のうち、専門分野を教授することができる者にあつては、その旨及び教授する専門分野の別（測地分野又は地図分野の別をいう。）を含む。）

八　（略）